

| | |
|--|--|
| <p>条 例 名 等</p> | <p>鳥取県障害者支援施設に関する条例の設定について</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由 障害者自立支援法の一部が改正され、条例で障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。</p> <p>2 概要 (1) 現行基準どおり定めるもの ア 生活介護を行う場合においては、医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員、サービス管理責任者等を置くこととする。 イ 居室は、利用者1人当たりの床面積を、収納設備等を除き、9.9㎡以上とする。 ウ その他必要な従業者、設備、運営等の基準を定める。</p> <p>(2) 社会福祉施設等に共通の独自基準を定めるもの ア 利用者に対するサービスについて定期的に自己評価を行い、その結果を利用者に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 イ 県等が行う検査等に協力することを義務付ける。 ウ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。</p> <p>(3) その他独自基準を定めるもの 利用者が地域の生活に移行できるようにするための必要な支援に努めるものとする。</p> <p>(4) 施行期日 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p> <p>【参考】 ※社会福祉施設等に共通の独自基準を規則で定めるよう検討中のもの ・条例で衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとして例示されている感染症以外について、熱中症及び食中毒を規定する。 ・条例で整備・保管義務を規定する帳簿及び記録について、その保存年限を規定する。 ・食事の提供を行う際には、県内で生産された農林水産物及び加工された食材等を使用して提供に努めるよう規定する。(食事を提供する施設に限る。)</p> |

鳥取県障害者支援施設に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号、第44条第1項及び第2項並びに第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 障害者支援施設は、法第1条の2に規定する基本理念にのっとり、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った施設入所支援その他の施設障害福祉サービスを提供することにより、利用者が地域の生活に移行できるようにするための必要な支援に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた施設障害福祉サービスの提供に関する計画（以下「個別支援計画」という。）に基づき、利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。

3 障害者支援施設は、提供するサービスについての評価の結果、法第47条の2第1項の規定による指導等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

(指定障害者支援施設の設置者の要件)

第4条 法第38条第3項（法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を持つ法人を除く。

(障害者支援施設の基準)

第5条 障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）は、別表の中欄のとおりとする。

2 指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準（以下「指定基準」という。）は、別表の右欄のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、最低基準及び指定基準は、障害者支援施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる施設については、別表設備の項の中欄第4号(2)中次の表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|-----------|------------|
| (1) 平成15年4月1日前に基本的な設備が完成した施設であって規則で定めるもの | 9.9平方メートル | 3.3平方メートル |
| (2) 平成18年10月1日前に完成した施設であって規則で定めるもの（(1)に掲げるものを除く。） | 9.9平方メートル | 6.6平方メートル |
| (3) 平成24年4月1日前に完成した施設であって規則で定めるもの（(1)及び(2)に掲げるものを除く。） | 9.9平方メートル | 4.95平方メートル |

別表（第5条関係）

| 区分 | 最低基準 | 指定基準 |
|--------|------------------------------|-------------------------------------|
| 従業者の配置 | 1 施設長、生活支援員及びサービス管理責任者を置くこと。 | 1 管理者を置くこと。 2 管理者は、専らその職務に従事すること |

2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士又は作業療法士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

| 区分 | 従業者 |
|-----------------|---|
| 生活介護を行う場合 | 1 医師 2 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。） 3 理学療法士又は作業療法士 |
| 自立訓練（機能訓練）を行う場合 | 1 看護職員 2 理学療法士又は作業療法士 |
| 自立訓練（生活訓練）を行う場合 | 健康管理等の必要のある利用者がある場合にあつては、看護職員 |
| 就労移行支援を行う場合 | 1 職業指導員 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されていない施設にあつては、就労支援員 |
| 就労継続支援B型を行う場合 | 職業指導員 |

- 3 従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。
- 4 施設長は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。
- 5 従業者は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限り

ができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。

| | | |
|--------|---|--|
| 設備 | <p>でない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用定員が、施設障害福祉サービスの種類に応じて規則で定める数以上であること。 2 利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）であること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。 3 次に掲げる設備を設けること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 訓練・作業室 (2) 居室 (3) 食堂 (4) 浴室 (5) 便所 (6) その他規則で定める設備 4 居室は、次のとおりとすること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。 (2) 収納設備等を除き、利用者1人当たりの床面積を9.9平方メートル以上とすること。 5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。 | |
| 入所及び退所 | <p>利用申込者が入院を必要とする場合その他利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、医療機関又は他の障害者支援施設の紹介その他の適切な措置を講ずること。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。 2 サービスの利用の申込みがあつたときは、施設障害福祉サービスの種類ごとに、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供するサービスの種類 (3) 従業者の職種、人数及び職務の内容並びに勤務体制 (4) サービスの種類ごとの利用定員 (5) サービスの利用に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) その他サービスの選択に資する重要事項 |
| 個別支援計画 | <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス管理責任者に個別支援計画を作 | |

| | | |
|---------|---|---|
| | <p>成させること。</p> <p>2 個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適正な方法により評価することを通じて利用者の希望、生活上の課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援の内容を検討したものとすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の趣旨を利用者に十分に説明し、理解を得ること。</p> <p>4 個別支援計画の原案を作成したときは、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等の意見を聴くとともに、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。</p> | |
| サービスの提供 | <p>1 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに必要な理由を記録すること。</p> <p>3 常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置を講ずること。</p> <p>4 次に掲げる事項を記載した規程を定めること。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 提供するサービスの種類</p> <p>(4) 施設入所支援以外の施設障害福祉サービスに係る営業日及び営業時間</p> <p>(5) 提供するサービスの種類ごとの内容、利用定員並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 非常災害対策</p> | <p>1 施設障害福祉サービスを提供したときは、サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録すること。また、施設入所支援を受ける者以外の者にサービスを提供したときは、提供の都度記録すること。</p> <p>2 利用者から食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費、日用品費その他規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> |

| | | |
|------------------|--|--|
| | <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) その他規則で定める事項</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>6 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>7 利用者の支援について、自ら評価し、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> | |
| <p>記録の作成及び保存</p> | <p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録並びに事故等への対応の項の中欄第2号及び第4号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p> | <p>サービスの提供の項の右欄第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p> |
| <p>事故等への対応</p> | <p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定による検査等に協力すること。</p> | <p>1 利用者又はその家族に関する情報を指定障害福祉サービス事業者等に提供するときは、あらかじめ文書により同意を得ておくこと。</p> <p>2 法第10条第1項、第11条第2項又は第48条の規定による検査等に協力すること。</p> <p>3 前号に掲げるもののほか、利用者又はその家族からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力すること。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>条 例 名 等</p> | <p>鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例の設定について</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法の一部が改正され、条例で地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、これらの基準を定める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 現行基準どおり定めるもの ア 地域活動支援センターにおいては指導員等を置くこととする。また、創作的活動等を行うために必要な設備等を備えた部屋等を設けることとする。 イ 福祉ホームにおいては管理人を置くこととする。また、利用者1人当たりの床面積が、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上の居室を設けること。 ウ その他必要な従業員、設備、運営等の基準を定める。</p> <p>(2) 社会福祉施設等に共通の独自基準を定めるもの ア 利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者等に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 イ 県等が行う検査等に協力することを義務付ける。 ウ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。</p> <p>(3) 施行期日 施行期日は、平成25年4月1日とする。</p> <p>【参考】 ※社会福祉施設等に共通の独自基準を規則で定めるよう検討中のもの ・条例で衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとして例示されている感染症以外について、熱中症及び食中毒を規定する。 ・条例で整備・保管義務を規定する帳簿及び記録について、その保存年限を規定する。 ・食事の提供を行う際には、県内で生産された農林水産物及び加工された食材等を使用して提供に努めるよう規定する。(食事を提供する施設に限る。)</p> |

鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(地域活動支援センターの基本方針)

第3条 地域活動支援センターは、法第1条の2に定める基本理念にのっとり、適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。

2 地域活動支援センターは、施設を利用する障害者等及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重するとともに、県、市町村、障害福祉サービスを提供する者、医療機関等及び地域社会との連携に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、提供するサービスについての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

(地域活動支援センターの設備及び運営の基準)

第4条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、地域活動支援センターの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(福祉ホームの基本方針)

第5条 福祉ホームは、法第1条の2に定める基本理念にのっとり、適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。

2 福祉ホームは、施設を利用する障害者の意思及び人格を尊重するとともに、県、市町村、障害福祉サービスを提供する者、医療機関等及び地域社会との連携に努めなければならない。

(福祉ホームの設備及び運営の基準)

第6条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、福祉ホームの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 区分 | 基準 |
|---------|---|
| 従業員の配置 | 1 障害者等の福祉の増進に熱意を有し、施設を適切に運営する能力を有する施設長を置くこと。 2 施設長は、専任とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 3 指導員を2名以上置くこと。 |
| 設備 | 1 障害者等が創作的活動又は生産活動及び社会との交流を行うために必要な設備、備品等を備えた部屋並びに障害者等の特性に応じた便所を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 2 10人以上の者が一時に利用できる規模であること。 3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。 |
| サービスの提供 | 1 サービスを提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を提供の都度記録すること。 |

| | |
|-----------|--|
| | <p>2 障害者等の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 障害者等に生産活動の機会を提供する場合は、作業時間、作業量等がその者に過度な負担とならないよう配慮すること。また、生産活動による収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を支払うこと。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 次に掲げる事項を記載した運営規程を定め、施設に備え置くこと。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業員の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 利用定員</p> <p>(4) 障害者等に対して提供するサービスの内容並びに利用者等が支払う費用の種類及びその額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置</p> <p>(8) その他運営に関する重要事項</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう障害者等及びその家族並びに従業員に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>7 提供するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者等に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p> |
| 記録の作成及び保存 | 従業員、設備、備品及び会計に関する諸帳簿、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 |
| 事故等への対応 | <p>1 従業員及び従業員であった者が、障害者等又はその家族の個人情報をも漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 障害者等の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、直ちに県、市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービス等に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第81条第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> |

別表第2（第6条関係）

| 区分 | 基準 |
|--------|--|
| 従業員の配置 | 障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する管理人を置くこと。 |
| 設備 | <p>1 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 収納設備等の部分を除き、床面積が利用定員1人につき9.9平方メートル以上の居</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>室</p> <p>(2) 障害者の特性に応じた浴室及び便所</p> <p>(3) 障害者が娯楽、団らん、集会等のために共用する部屋で、利用定員に応じて適当な広さを有するもの</p> <p>(4) 管理人室</p> <p>2 一の居室の利用定員は、原則として1人とする事。</p> <p>3 5人以上の人員を利用させることができる規模であること。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> |
| サービスの提供 | <p>1 障害者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>条 例 名 等</p> | <p>鳥取県軽費老人ホームに関する条例の設定について</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会福祉法の一部が改正され、条例で軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。</p> <p>2 概 要 (1) 現行基準どおり定めるもの ア 生活相談員等を置くこと、一の居室は21.6平方メートル以上とすること、身体的拘束等を行わないこと等の設備及び運営に関する基準を定める。</p> <p>(2) 社会福祉施設等に共通の独自基準を定めるもの ア 入所者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を入所者に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 イ 県等が行う検査等に協力することを義務付ける。 ウ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずること。</p> <p>【参考】 ※社会福祉施設等に共通の独自基準を規則で定めるよう検討中のもの ・条例で衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとして例示されている感染症以外について、熱中症及び食中毒を規定する。 ・条例で整備・保管義務を規定する帳簿及び記録について、その保存年限を規定する。 ・食事の提供を行う際には、県内で生産された農林水産物及び加工された食材等を使用して提供に努めるよう規定する。（食事を提供する施設に限る。）</p> |

鳥取県軽費老人ホームに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 軽費老人ホームは、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供並びに市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、提供するサービスについての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、軽費老人ホームの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(軽費老人ホームA型の設備及び運営に関する基準)

2 平成20年6月1日前に建築された軽費老人ホーム（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）附則第2条第1号の軽費老人ホームA型に該当するものの設備及び運営に関する基準は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表（職員の配置の項第1号並びに設備の項第2号及び第3号を除く。）及び附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第2項関係）

| 区分 | 基準 |
|-------|---|
| 職員の配置 | 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1) 施設長 (2) 生活相談員 (3) 介護職員 (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。） (5) 医師 (6) 栄養士 (7) 事務員 (8) 調理員 (9) その他規則で定める職員 |
| 設備 | 1 入所定員が50人以上であること。 2 次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1) 居室 (2) 談話室、娯楽室又は集会室 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> (3) 静養室 (4) 食堂 (5) 浴室 (6) 洗面所 (7) 便所 (8) 医務室 (9) 調理室 (10) 面談室 (11) 洗濯室又は洗濯場 (12) 宿直室 (13) 事務室その他の運営上必要な設備 <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一の居室の定員は、原則として1人とすること。 (2) 入所者1人当たりの床面積は、収納設備を除き、6.6平方メートル以上とすること。 |
|--|--|

別表（第3条、附則第2項関係）

| 区分 | 基準 |
|-------|---|
| 職員の配置 | <p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設長 (2) 生活相談員 (3) 介護職員 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 事務員 (7) その他規則で定める職員 <p>2 職員は、入所者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> |
| 設備 | <p>1 入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）であること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 居室 (2) 談話室、娯楽室又は集会室 (3) 食堂 (4) 浴室 (5) 洗面所 (6) 便所 (7) 調理室 (8) 面談室 (9) 洗濯室又は洗濯場 |

| | |
|---------|---|
| | <p>(10) 宿直室</p> <p>(11) 事務室その他の運営上必要な設備</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 一の居室の床面積は、21.6平方メートル以上（(3)の設備を除いた面積は14.85平方メートル以上、定員を2人とする場合は31.9平方メートル以上）とすること。</p> <p>(3) 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、サービスの提供に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> |
| 入所及び退所 | <p>1 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供に関する契約を文書により締結すること。また、当該契約には、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めないこと。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) 職員の勤務の体制</p> <p>(8) その他サービスの選択に資する重要事項</p> <p>2 入所に際しては、入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めること。</p> <p>3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。</p> |
| サービスの提供 | <p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容を記録すること。</p> <p>2 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに必要な理由を記録すること。</p> <p>4 入所及び退所の項第1号(1)から(6)までに掲げる事項その他施設の運営に関する重要事項に関する規程を定めること。</p> <p>5 入所者又はその家族から次に掲げる費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>(1) サービスの提供に要する費用のうち規則で定めるもの</p> <p>(2) 食材料費、光熱水費その他日常生活において通常必要となる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(3) 入所者が選択する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>7 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>8 提供するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を入所者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>9 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p> |
| 記録の作成及び保存 | <p>設備、職員及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p> |
| 事故等への対応 | <p>1 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第56条第1項又は第70条の規定による検査等に協力すること。</p> <p>6 前号に掲げるもののほか、入所者又はその家族からの苦情に関して県が行う調査に協力すること。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>条 例 名 等</p> | <p>鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の設定について</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、老人福祉法の一部が改正され、条例で養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営等の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。</p> <p>2 概 要 (1) 現行基準どおり定めるもの ア 養護老人ホームにおいては、入所定員が20人以上であること、主任支援員は常勤の者とする、身体的拘束等を行わないこと等の設備及び運営に関する基準を定める。 イ 特別養護老人ホームにおいては、一つの居室の定員は1人とする、生活相談員は常勤の者とする、身体的拘束等を行わないこと等の設備及び運営に関する基準を定める。</p> <p>(2) 社会福祉施設等に共通の独自基準を定めるもの ア 入所者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を入所者に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 イ 県等が行う検査等に協力することを義務付ける。 ウ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずること。</p> <p>【参考】 ※社会福祉施設等に共通の独自基準を規則で定めるよう検討中のもの ・条例で衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとして例示されている感染症以外について、熱中症及び食中毒を規定する。 ・条例で整備・保管義務を規定する帳簿及び記録について、その保存年限を規定する。 ・食事の提供を行う際には、県内で生産された農林水産物及び加工された食材等を使用して提供に努めるよう規定する。(食事を提供する施設に限る。)</p> |

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(養護老人ホームの基本方針)

第3条 養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って、処遇に関する計画に基づき必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営み、社会復帰できるようにすることを目指さなければならない。
- (2) 明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「市町村等」という。）との密接な連携に努めなければならない。
- (3) 社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員によって適切に処遇を行い、その質の向上に努めなければならない。

(養護老人ホームの基準)

第4条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの目的を達成するために必要な事項について、処遇の質の向上に配慮して規則で定める。

(特別養護老人ホームの基本方針)

第5条 特別養護老人ホームの基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話及び相談その他の社会生活上の便宜の供与を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指さなければならない。
 - (2) 明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等との密接な連携に努めなければならない。
 - (3) 社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員によって適切にサービスを提供し、入所者の処遇の向上に努めなければならない。
- 2 施設の全部が次に掲げる要件に該当すると知事に申し出た特別養護老人ホームの基本方針は、前項に定めるもののほか、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すこととする。
- (1) 少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための部屋をいう。）が一体となったユニットで構成されること。
 - (2) ユニットごとに入所者が日常生活を営み、入所者に対するサービスが提供されること。

(特別養護老人ホームの基準)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、鳥取県介護保険施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第 号）別表第1従業者の配置の項（第1号(8)及び第3号を除く。）、設備の項、入所の項第2号、施設サービス計画の項第1号及び第6号、サービスの提供の項第2号、第3号、第5号及び第7号から第9号まで、記録の作成及び保存の項並びに事故等への対応の項（第2号、第6号及び第9号を除く。）（同条例附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、特別養護老人ホームの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(養護老人ホームに関する経過措置)

2 平成18年4月1日前に建築され、又は同日において建築中の養護老人ホーム(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に対する別表設備の項第4号の規定の適用については、同号(1)中「1人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められるときは、2人とすることができる」とあるのは「原則として2人以下とすること」と、同号(2)中「10.65平方メートル以上」とあるのは「収納設備等を除き、3.3平方メートル以上」とする。

別表(第4条関係)

| 区分 | 基準 |
|-------|---|
| 職員の配置 | <p>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 施設長(2) 医師(3) 生活相談員(4) 支援員(5) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)(6) 栄養士(7) 調理員、事務員その他の職員 <p>2 施設長は、常勤の者とする。</p> <p>3 支援員のうち1人を主任支援員とし、その者は常勤の者とする。</p> <p>4 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>5 生活相談員、支援員及び看護職員は、入所者数に応じ規則で定める人数以上とすること。</p> |
| 設備 | <p>1 入所定員が20人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、10人以上)であること。</p> <p>2 入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)であること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>3 次に掲げる設備を設けること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 居室(2) 静養室(3) 食堂(4) 集会室(5) 浴室(6) 洗面所(7) 便所(8) 医務室(9) 調理室(10) 宿直室(11) 洗濯室又は洗濯場(12) 事務室その他の規則で定める施設 <p>4 居室は、次のとおりとすること。</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者への処遇上必要と認められるときは、2人とすることができる。</p> <p>(2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>5 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> <p>6 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> |
| 処遇に関する計画 | 入所者の心身の状況、家族の状況、入所者及びその家族の希望等を勘案し、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、他の職員と協議の上、生活相談員に作成させること。 |
| サービスの提供 | <p>1 入所者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、職員に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに必要な理由を記録すること。</p> <p>3 次に掲げる事項に関する規程を定めること。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 職員の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入所定員</p> <p>(4) 入所者の処遇の内容</p> <p>(5) 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>(6) 非常災害対策</p> <p>(7) その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>4 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 入所者の処遇について定期的に自己点検を行い、その結果を入所者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> <p>7 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p> |
| 記録の作成及び保存 | 職員、設備及び会計に関する諸記録、処遇の内容等の記録、入所者ごとの処遇に関する計画、サービスの提供の項第2号の記録並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 |
| 事故等への対応 | <p>1 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 入所者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに市町村及び家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、処遇に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第18条又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p>6 前号に掲げるもののほか、入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協</p> |

カすること。

| | |
|--|--|
| <p>条 例 名 等</p> | <p>鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の設定について</p> |
| <p>提 出 理 由 及 び 概 要</p> | <p>1 提出理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正され、条例で居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営等の基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定める。</p> <p>2 概 要 (1) 現行基準どおり定めるもの 訪問介護又は介護予防訪問介護の事業を行う事業所は、訪問介護員等を置くこと、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること等の居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する従業者、設備及び運営の基準を定める。</p> <p>(2) 社会福祉施設等に共通の独自基準を定めるもの ア 利用者に対するサービスについて定期的に自己点検を行い、その結果を利用者に周知することを義務付ける。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 イ 県等が行う検査等に協力することを義務付ける。 ウ 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないよう、また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないよう義務付ける。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、平成25年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参考】 ※社会福祉施設等に共通の独自基準を規則で定めるよう検討中のもの ・条例で衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずることとして例示されている感染症以外について、熱中症及び食中毒を規定する。 ・条例で整備・保管義務を規定する帳簿及び記録について、その保存年限を規定する。 ・食事の提供を行う際には、県内で生産された農林水産物及び加工された食材等を使用して提供に努めるよう規定する。（食事を提供する施設に限る。）</p> |

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定居宅サービス事業者等の要件)

第3条 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係にある法人を除く。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第4条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定居宅サービス事業者は、提供するサービスについての評価の結果、法第75条の2第1項の規定による助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。
 - (1) 訪問介護は、訪問介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。
 - (2) 訪問入浴介護は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。
 - (3) 訪問看護は、訪問看護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものでなければならない。
 - (4) 訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。
 - (5) 居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。
 - (6) 通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
 - (7) 通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。

(8) 短期入所生活介護は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(9) 施設の全部が次に掲げる要件に該当する短期入所生活介護（以下「ユニット型短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

ア 少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための部屋をいう。以下同じ。）が一体となったユニットで構成されていること。

イ ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、利用者に対するサービスが行われること。

(10) 短期入所療養介護は、短期入所療養介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(11) 施設の全部が第9号ア及びイに掲げる要件に該当する短期入所療養介護（以下「ユニット型短期入所療養介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。

(12) 特定施設入居者生活介護は、法第8条第11項又は第8条の2第11項に規定する計画（以下「特定施設サービス計画」という。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(13) 福祉用具貸与は、福祉用具貸与計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(14) 特定福祉用具販売は、福祉用具販売計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

（指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準）

第5条 指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。ただし、難病等を有する者又はがん末期の者であって常時看護師による観察が必要なものを対象とする通所介護の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 前項に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準及び法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、居宅サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）

第6条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定介護予防サービス事業者は、提供するサービスについての評価の結果、法第115条の6第1項の規定に

よる助言等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

- (1) 介護予防訪問介護は、訪問介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (2) 介護予防訪問入浴介護は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (3) 介護予防訪問看護は、訪問看護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (4) 介護予防訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (5) 介護予防居宅療養管理指導は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (6) 介護予防通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (7) 介護予防通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (8) 介護予防短期入所生活介護は、短期入所生活介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (9) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所生活介護（以下「ユニット型介護予防短期入所生活介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。
- (10) 介護予防短期入所療養介護は、短期入所療養介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営む

ことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- (11) 施設の全部が第4条第4項第9号ア及びイに掲げる要件に該当する介護予防短期入所療養介護（以下「ユニット型介護予防短期入所療養介護」という。）は、前号に定めるもののほか、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものでなければならない。
- (12) 介護予防特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をすることにより、利用者が特定施設において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
- (13) 介護予防福祉用具貸与は、福祉用具貸与計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。
- (14) 特定介護予防福祉用具販売は、福祉用具販売計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準）

第7条 指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護予防サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準及び法第54条第1項第2号の条例で定める基準は、介護予防サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次のいずれにも該当する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームにおいて行う指定居宅サービスの事業については、別表の10の表設備の項第2号(3)及び(5)の規定は、適用しない。

- (1) 平成11年3月31日以前に建築されたこと。
 - (2) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホームが併設され、入所者がこれらの施設の浴室及び食堂を利用することができること。
 - (3) 入所定員が50人未満であること。
- 2 平成12年4月1日前に基本的な設備が完成した施設（同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において行う指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業については、別表の8の表設備の項第4号(1)及び(3)の規定は、適用しない。
- 3 平成18年4月1日前に建築された特定施設（規則で定めるものに限る。）又は同日において建築中の養護老人ホームにおいて行う指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業に対する別表の10の表設備の項第3号の規定の適用については、同号(1)中「1人」とあるのは、「4人以下」とする。